

大分市シェアサイクル事業公募型プロポーザルの参加事業者募集について
大分市シェアサイクル事業公募型プロポーザルを次の要領において実施する。

令和 7 年 10 月 1 日

大分市長 足立 信也

大分市シェアサイクル事業公募型プロポーザル実施要領

第 1. 事業の概要

1. 名称

大分市シェアサイクル事業

2. 目的

本市では移動手段の選択肢を増やすことによる交通利便性の向上や公共交通の補完、環境負荷の低減、駐輪場不足の解消、市街地・観光地の回遊性の向上などを目的として、シェアサイクルの実証実験を平成 30 年 10 月から実施している。

実証実験開始から 6 年が経過する中で利用登録者数・利用回数ともに年々増加し、公共交通の補完の他、日常利用や観光振興などの利便性向上、大分駅周辺の駐輪場の混雑緩和、中心市街地の放置禁止区域内における放置自転車等の撤去台数の減少等に効果があったと考えられる。

そのようなことから、シェアサイクルの継続的なサービス実施を目的に運営事業者を公募し、プロポーザルによる選定を行う。

3. 概要

(1) 実施期間

協定締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで

※ただし、令和 8 年 3 月 31 日までは事業準備期間とする。また、本事業は、原則 5 年間とするが、令和 13 年 4 月 1 日以降については、事業状況に応じて、令和 12 年 3 月 31 日までに本市と実施期間に関する協議を行い、更新することができるものとする。

(2) 事業内容

別紙「大分市シェアサイクル事業仕様書」のとおり

第 2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 法人格を有する団体であること。

- (2) 日本国内に本店、または支店営業所等を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告日から選定事業者特定の日までの間のいずれの日においても、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 公告日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条 2 の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (7) 他自治体と連携して「シェアサイクル」サービスの履行実績があること。
- (8) 法人税及び消費税、地方消費税を完納していること。
- (9) 本プロポーザルに共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、次の全ての要件を満たすこととする。
 - ・各構成員が上記（7）を除く要件を全て満たすこと。※ただし、各構成員は、本プロポーザルに参加する他の JV の構成員及び参加者になっていないこと。

第 3. 留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とする。
- (5) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について、必要に応じ、本市と提案者の協議のうえ事業を実施する。
- (6) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。
- (7) 本事業における業務の一部について、他社に委託する際は、事前に本市の承諾を受けることとする。
- (8) 可能な限り市内事業者等の連携に努めること。

第4．事業開始までの予定スケジュール

	項 目	期 間 等
1	実施要領等の配布期間	令和7年10月1日（水）～10月15日（水）
2	質問書の提出期間	令和7年10月3日（金）～10月10日（金）
3	質問書に対する回答	令和7年10月15日（水）
4	プロポーザル参加申込書受付期間	令和7年10月10日（金）～10月21日（火）
5	企画提案書の提出期間	令和7年10月10日（金）～10月28日（火）
6	プレゼンテーション実施	令和7年11月20日（木）
7	選定結果の通知・公表	令和7年11月28日（金）
8	シェアサイクル事業準備	令和7年12月8日（月）～令和8年3月31日（火）
9	シェアサイクル事業開始	令和8年4月1日（水）

第5．質問書の受付及び回答

（1）質問

① 質問期限：令和7年10月10日（金）午後5時15分まで

② 質問方法：質問書【様式第1号】により、電子メールにて受け付ける。

電子メール：tosikotu@city.oita.oita.jp

※ 送信時、件名に「大分市シェアサイクル事業質問」を付けること。

※ 送信後に、都市交通対策課まで送信した旨の電話をすること。

※ 質問は参加申込書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る

大分市 都市計画部 都市交通対策課 自転車総合対策担当班

TEL：097-537-5973

（2）回答

① 回答日：令和7年10月15日（水）

② 回答方法：質問内容と合わせて電子メールで回答し、本市ホームページにおいて公表する。なお、質問者の社名等は公表しない。

第6．参加申込書提出

（1）提出書類

① 参加申込書【様式第2号】

② 企業概要書【様式第3号】（パンフレット等あれば併せて提出すること）

③ 暴力団排除に関する誓約書【様式第4号】

（2）提出期限

令和7年10月21日（火）午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参、郵送（必着）で提出。

(4) 提出部数 各 1 部

(5) 提出場所

〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号 大分市役所 本庁舎 7 階

大分市 都市計画部 都市交通対策課 自転車総合対策担当班

(6) 参加を辞退する場合

参加辞退届【様式第 5 号】により提出すること。

第 7. 提案書等の提出

(1) 提出書類

① 提案書【様式第 6 号】

以下に記載の提案項目については、記載を必須とし提案すること。また、提案項目ごとに提案内容書【様式第 7 号】を 1 ページ、任意の説明用資料を 1 ページとして、計 26 ページ以内で作成すること。なお、提案内容についてはできるだけ具体的に記載すること。

1. 事業実施方針

- ・事業の目的や本市の地域特性を踏まえた方針や事業展開
 - ※自転車台数やサイクルポート数を踏まえたエリア展開や公共交通との連携について記載すること
 - ※利用者数や利用回数を踏まえた安定的かつ持続可能な事業採算性の確保のための戦略について記載すること
- ・その他事業者提案

2. 事業実績

- ・シェアサイクル事業者としてのこれまでの実績
 - ※連携実績のある自治体名及び事業名を一覧にすること
 - ※実証実験での実績を含む

3. 事業体制

- ・事業統括、システム管理、自転車及びサイクルポートの点検整備、再配置、現地対応、利用者からの問合せ対応等事業全体の体制が分かる資料
 - ※各部門を担当する事業者名を記載すること
- ・地域事業者の活用予定
 - ※地域事業者を活用する予定がある場合は事業者名を記載すること

4. 再配置（自転車の偏在対策）

- ・各サイクルポートでの自転車の偏在に対する具体的な対策
 - ※シェアサイクルの放置対策やサイクルポート内への一般自転車の放置対策含む

5. 安全な自転車の提供

- ・ 日常及び定期の点検整備の体制や内容

※車両本体に安全性や耐久性の特徴があれば記載すること

6. 運営システムの仕様

- ・ 利用者登録～利用～返却までのシステムの利便性や特徴

7. 利用料金

- ・ 1 回の利用料金の設定
- ・ 事業全体の利用状況に応じた料金設定変更の可否

※可能な場合はその内容を記載すること

8. 料金プラン

- ・ 料金プランの種類や特徴

9. 決済方法

- ・ 決済方法の種類

※対応している決済方法をすべて記載すること

10. 啓発・広報等

- ・ 市民をはじめ、観光客や外国人を含めた利用促進を図る方策

11. 利用情報等の活用・提供

- ・ データ分析やアンケート調査結果に基づき、利用促進を図る方策
- ・ 事業実施によって得られる、大分市へ提供可能なデータの内容

12. ルール・マナー啓発

- ・ 自転車の安全利用に向けたルール、マナー啓発の取組み

※ヘルメットの着用努力義務や道路交通法改正等の周知・啓発に関する具体的な継続的な取組みを記載すること

13. 災害時等における対応

- ・ 災害時及び災害が発生する恐れがある場合において、市民や職員が有効に活用できる方策

※本市と締結する協定の内容を具体的に記載すること

② 法人登記事項証明書（全部事項証明）

③ 役員名簿（任意様式）

※代表者及び役員の氏名、フリガナ、生年月日（元号表記）を記入すること。

④ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

※本社所在地の市区町村及び所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

（2）提出期限

令和7年10月28日（火）午後5時15分まで

（3）提出方法

持参、郵送（必着）で提出。

(4) 提出部数

- ①：7部（正本1部、副本6部）
- ②③④：各1部（正本）

(5) 提出先

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎7階
大分市 都市計画部 都市交通対策課 自転車総合対策担当班

(6) その他

- ① 提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ② 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- ③ 特別な理由なく提出期限に遅れた場合は、失格となる。
- ④ 提案書の作成にかかる費用は、参加者の負担となる。

第8. プレゼンテーション

(1) 実施日 令和7年11月20日（木）

※場所、時間の詳細は、後日通知する。

(2) 出席者 3名以内とする。

(3) 実施時間 30分以内とする。（提案書説明20分、質疑応答10分程度）

(4) 設営 プロジェクター・パソコンを使用する場合は、事前連絡の上、提案者が準備すること。（プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは本市にて用意することも可能）

(5) その他 順番は提案書の受付順とする。

第9. 選定方法及び選定基準

選定するにあたり、参加申込者のうち参加資格を有する者に対し、提案書の提出を依頼するとともに、プレゼンテーション・ヒアリングを実施し、選定委員会において、評価基準により最高点を得た者を選定事業者として、また、次点者までを選定する。

ただし、最高点を得た者が複数となった場合、選定委員会の多数決により選定する。

(1) 評価基準及び配点

別表「評価基準」による

(2) 選定過程の非公開

選定委員会は非公開とする。また、選定結果及び選定内容についての質問及び異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 参加者の失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本実施要領に違反があった場合
- ③ 公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合

- ④ 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- ⑤ 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- ⑥ 公告日から選定事業者特定日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑦ その他、選定委員会が不適當と認めた場合

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、全参加者へ書面により通知する。

併せて、本市のホームページにおいて、選定事業者名を公表する。

第10. 協定内容の調整及び協定の締結

- (1) 選定事業者は、提案書の内容に基づき、本市と協議の上、事業内容を確定し、「大分市シェアサイクル事業に関する協定書」を締結する。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。
- (2) 事業内容については、協議の結果、提案書から変更が生じることがある。

第11. 事業の一括再委託

本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、事業を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

第12. 個人情報保護

大分市個人情報保護条例に基づき、本事業に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、本事業により取得した個人情報は、事業終了後直ちに本市に引き渡すものとする。

第13. 守秘義務

本事業を行うにあたり、業務上知りえた情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、事業終了後も同様とする。

第14. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加者が1社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、本事業を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を選定事業者として選定する。
- (3) 提出された書類等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。